

区立障害者福祉施設に係る指定管理者とする
社会福祉法人の選定について

指定管理期間が令和5年3月31日で終了となる障害者福祉施設について、大田区立障害者福祉施設条例第3条の4に基づき、指定管理者とする社会福祉法人を選定する。

1 今年度対象施設

名称	所在地	現在の指定管理者
大田区立大森東福祉園	大森東一丁目36番7号	社会福祉法人大田幸陽会

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 選定手続き

- (1) 現在の指定管理者の運営状況の評価を、外部の有識者等により構成される評価委員会に諮る。
- (2) 評価委員会の審査及び評価の結果、基準を満たしていると判断できた場合は、当該法人を次期指定管理者として選定する。

4 スケジュール

- (1) 再度の指定を受けたい旨の申し出の締め切り 令和4年6月末
- (2) 評価委員会 令和4年8月下旬
- (3) 指定管理候補者としての選定 令和4年9月末
- (4) 議会への議案提出 令和4年11月
- (5) 指定管理者の業務開始 令和5年4月